

## CVMによる湿地の経済価値評価（案）

### ■調査の趣旨

湿地を対象として、表明選好法を用いた経済価値評価のための調査を実施する。  
本調査は、「湿地の経済価値評価検討会」で検討する湿地の経済価値評価を補完するために実施するものである。

※本業務における表明選好法を用いた経済価値評価調査は 2 件実施する。  
もう 1 件はツシマヤマネコに対する支払意思を問う調査を実施する。

### ■調査案

#### ●経済価値評価対象

【対象範囲：日本全国か特定地域に限定するか】

→対象は日本全国とする

【対象湿地タイプ：湿原か干潟か】

→調査対象とする湿地タイプとして、干潟を考えている

【対象とする機能：特定の機能の価値に限定するか、全体的な価値を対象とするか】

→干潟の個別の機能ではなく、全体的な価値を対象とすることを考えている

【対象とする取り組み：湿地面積の保全か、自然再生による面積の拡大か】

→干潟の面積の保全に対する支払意思を尋ねることを考えている

【対象となる期間：回答者に何年間継続して支払ってもらうことを想定するか】

→10 年間とすることを考えている

#### ●経済価値評価のシナリオについて

- ・ 調査票で提示する面積と減少傾向については、環境庁（当時）の第 2 回から第 5 回にかけての『自然環境保全基礎調査』を利用することを想定。
- ・ 基金への支払いにより、日本全体の干潟面積 49,573ha（第 5 回自然環境保全基礎調査参照。兵庫県、徳島県のみ第 4 回自然環境保全基礎調査を参照）が保全されると仮定する。

#### ●経済価値評価手法

- ・ バイアスが発生しにくいとされる二段階の二肢選択式による CVM 調査を想定。
- ・ 支払は、基金への 10 年間の支払いとする。（10 年以上の支払い期間では回答者にとっても、イメージが困難であると考えられる。）

#### ●調査手法およびサンプルの対象

- ・ インターネット・アンケートにより、全国の一般市民を対象として調査。

### ■確認事項

- ・ 本調査案は、あくまでも、たたき台としての提案である。本検討会におけるご意見・ご要望に基づいて、評価対象（湿地タイプや機能、範囲）、評価手法（CVM かコンジョイント分析か）等は柔軟に変更する。

## ■本調査案における対象設定理由

### 【対象を全国とすることについて】

- ・ 「湿地の経済価値評価検討会」では、日本全国における湿地の価値評価を行うことを目的としている。表明選好法に基づく経済価値評価について、個別の具体的な場所を対象とした調査の結果を全国的な価値に当てはめることは、知名度や対象地域、保全の緊急性などの理由によって支払意思額が変化すると想定されるため、適切ではないと考えられる。
- ・ 今回、全国を対象とした調査を実施することにより、干潟を利用しない人々も含めた形で、干潟を守ることに對する経済価値を把握することを目指すものとする。

### 【対象を干潟とすることについて】

- ・ 湿原と干潟、いずれかの経済価値評価を実施することを想定している。ただし、湿原での経済価値評価の場合は、高低差による機能や植生の違いなど、全国一律での調査を行うには、先行研究の存在する干潟に比べて比較的課題が大きいと考えられる。
- ・ 干潟についての全国的な保全の取り組みに対する経済価値評価の先行研究として、大野・佐尾（2008）による研究がある。ただし、これは、『地球温暖化問題に関する意識調査』の一環として行なわれたもので、干潟の減少要因を地球温暖化（海面上昇など）に限定し、評価対象も生物多様性の維持に限定されている。本調査（案）では、干潟の保全を主目的として、干潟の総合的な価値を尋ねることになるため、異なる内容となる。

### 【対象とする干潟の機能について】

- ・ 本調査案では、干潟の価値全体に対する評価を行うことを想定している。湿地の機能別の経済価値評価を行うものではない。
- ・ 干潟の機能のうち一般市民がどのような機能を重視しているのか、また、保全活動のうちどのような取り組みを重視しているのか、を問う質問を設けることを想定している。この質問は複数回答できる形とする。
- ・ 干潟の利用状況による支払意思額の違いを把握するため、過去の干潟利用の有無を尋ねる質問を設ける。干潟利用のない回答者による支払意思を把握することにより、「非利用価値」を抽出することを想定している。

### 【対象となる取り組みについて】

- ・ 自然再生については、どこで再生を行うのかが分からなければ、回答者にとっても回答のイメージがわきにくいと考えられる。
- ・ 全国すべてで干潟を再生すると仮定した場合には、回答者に現実性に欠けるシナリオと判断される懸念がある。
- ・ 干潟の自然再生を対象とする場合、1978年度の第2回自然環境保全基礎調査時における干潟面積である53,856haまで再生するシナリオが考えられる。この他、愛知目標の個別目標15の「劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復」に準拠するのであれば、1945年（干潟面積・82,621ha。第2回自然環境保全基礎調査を参照）から失われた面積の15%である約5,000ha（4,957.2ha）の再生を目標とすることなども考えられる。